

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2023年4月1日から施行する。ただし、第21条、第57条、第57条の2、第57条の3第1項、第58条第3項、第61条の2及び第273条の改正規定並びに第125条中、第57条の3第1項又は第3項の規定により発売する場合の改正規定については、2023年4月1日乗車となるものから適用する。なお、第57条の2第1号ロの現行規定は、○印の急行列車が2023年4月1日乗車となる場合これを適用しない。

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
（前略）	（前略）
<p>（乗車券類の発売日）</p> <p>第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。</p>	<p>（乗車券類の発売日）</p> <p>第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。</p>
（中略）	（中略）
<p>(4) 指定券</p> <p>当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。</p> <p>イ 第57条の2の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の1箇月1日前の日の10時</p> <p>ロ 立席特急券にあつては、別に定める日</p>	<p>(4) 指定券</p> <p>当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。</p> <p>イ 第57条の2の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の1箇月1日前の日の10時</p> <p>ロ 立席特急券にあつては、別に定める日</p>
<p>(5) 特定特急券</p> <p>別に定める日から発売する。</p> <p>2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるとこ</p>	<p>(5) 特定特急券</p> <p>別に定める日から発売する。</p> <p>2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるとこ</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>ろにより発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券又は普通急行券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p> <p>(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p> <p>3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（急行券の発売）</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第</p>	<p>ろにより発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券（<u>第57条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。</u>）は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p> <p>(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p> <p>3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（急行券の発売）</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>13 条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>13 条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合又は第181条第1項ただし書の規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合であって、一方の旅客に寝台を指定しないとき(寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。)に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

改正前（2023年3月18日現行）

（乗継急行券の発売）

第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乘車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。

(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）

急 行 列 車	乗 継 駅
新幹線の特別急行列車 ○—その他の各線区の急行列車（ 本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。 ）ただし、次に掲げる急行列車を除く。 ㄠ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ㊦ 特別急行列車踊り子号 ㊧ 特別急行列車サフィール踊り子号 ㊨ 特別急行列車湘南号 ㊩ 特別急行列車WEST EXPRESS銀河号	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） ㄱ 坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） 、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乘車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） ㄴ 又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乘車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
㊪ 特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○—四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号ㄠの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。

(3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

改正後

（乗継急行券の発売）

第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乘車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。

(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）

急 行 列 車	乗 継 駅
新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。 ㄠ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ㊦ 特別急行列車踊り子号 ㊧ 特別急行列車サフィール踊り子号 ㊨ 特別急行列車湘南号 ㊩ 特別急行列車WEST EXPRESS銀河号	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） 直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乘車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） 又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乘車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）

(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。

(3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(ハ)のbに定める列車に乗車する場合及び別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p><u>1月16日から2月末日まで</u></p> <p><u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>11月1日から12月20日まで</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの<u>(イ)のdの(b)の①及び</u>(ハ)のbに定める列車に乗車する場合<u>並びに</u>別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>別表第1号の3に掲げる期間内の日であるとき</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）</u>に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>1月7日から2月末日まで 4月21日から同月26日まで 5月7日から同月10日まで 6月1日から7月15日まで 9月1日から10月10日まで 11月1日から12月27日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>3月21日から4月5日まで</u> <u>4月28日から5月6日まで</u> <u>7月21日から8月31日まで</u> <u>12月25日から翌年1月10日まで</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）<u>に限る。</u></p>	<p>1月7日から2月末日まで 4月21日から同月26日まで 5月7日から同月10日まで 6月1日から7月15日まで 9月1日から10月10日まで 11月1日から12月27日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>別表第1号の4に掲げる期間内の日であるとき</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u> <u>別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき</u></p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線</p> <p>ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間</p> <p>ハ 磐越西線中郡山・喜多方間</p> <p>ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</p> <p>ホ 大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間</p> <p>ヘ 奈良線及び関西本線中木津・天王寺間</p> <p>ト 東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線</p>	<p><u>ロ</u> 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線</p> <p>ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間</p> <p>ハ 磐越西線中郡山・喜多方間</p> <p>ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p><u>キ</u> 七尾線</p> <p><u>リ</u> 九州旅客鉄道会社内各線</p> <p>(2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</p> <p><u>(8)</u> 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。</p> <p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p>	<p><u>ホ</u> 九州旅客鉄道会社内各線</p> <p>(2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</p> <p><u>(8)</u> 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間</p> <p><u>(9)</u> 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。</p> <p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
(中略)	(中略)
<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p>	<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p>
<p>(1) <u>別表第1号の3</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p>	<p>(1) <u>別表第1号の6</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p>
(中略)	(中略)
<p>(乗継座席指定券の発売) 第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号の<u>表イ及びロの各項</u>に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p>	<p>(乗継座席指定券の発売) 第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃) 第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。 (1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150円 小児 70円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p>	<p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃) 第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。 (1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150円 小児 70円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
大人 190円	大人 190円
小児 90円	小児 90円
ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合	ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
大人 200円	大人 200円
小児 100円	小児 100円
(2) 電車特定区間内相互発着の場合	(2) 電車特定区間内相互発着の場合
イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合	イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合
(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合	(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合
大人 140円	大人 140円
(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合	(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
大人 160円	大人 160円
(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合	(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
大人 170円	大人 170円
ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合	ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合
(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合	(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合
大人 130円	大人 130円
小児 60円	
(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合	(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
大人 160円	大人 160円
小児 80円	
(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合	(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
大人 180円	大人 180円
小児 90円	
(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合	(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
イ 営業キロが3キロメートル以下の場合	イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
大人 150円	大人 150円
小児 70円	小児 70円
ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合	ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210 円 小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210 円 小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金</p> <p>別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p>	<p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特</p>	<p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p> aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p> bの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p> 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指</p>	<p>急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p> aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p> bの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p> ① <u>②以外の指定席特急料金</u></p> <p> 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p> ② <u>第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p> ①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>定席特急料金</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)の</p>	<p>定席特急料金</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)の</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>a、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(2) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(3) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間</p>	<p>a、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(2) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(3) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円を加算した額とする。</p> <p>h 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する</p>	<p>間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p><u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>h 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a <u>①</u> (a)、c <u>①</u> (a) 又はg <u>①</u> (c) <u>①</u>のただし書の規定による低減又は加算</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条</p>	<p><u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa <u>の(a)</u>、c <u>の(a)</u>又はg <u>の(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算 <u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条</p>

改正前（2023年3月18日現行）

第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

a、c又はgの規定により計算した額とする。

(ロ) 立席特急料金

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル で	100キロ メートル で	150キロ メートル で	200キロ メートル で	300キロ メートル で	400キロ メートル で	600キロ メートル で	601キロ メートル 以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

改正後

第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

a、c又はgの規定により計算した額とする。

(ロ) 立席特急料金

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i、j及びk以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル で	100キロ メートル で	150キロ メートル で	200キロ メートル で	300キロ メートル で	400キロ メートル で	600キロ メートル で	601キロ メートル 以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とす

改正前（2023年3月18日現行）

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円を加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

1,320円とする。

b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金

560円とする。

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

改正後

る。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

次表に定める料金とする。

<u>営業キロ</u>	<u>150キロメー</u>	<u>200キロメー</u>
<u>地 帯</u>	<u>トルまで</u>	<u>トルまで</u>
<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>1,560</u>	<u>1,800</u>

b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金

560円とする。

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

改正前（2023年3月18日現行）

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ	25キロ
地帯	メートルまで
料金	円 1,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 530

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	30キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 660

(b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

改正後

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ	25キロ
地帯	メートルまで
料金	円 1,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 530

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	30キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 660

(b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

① 小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乘车する

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>① 指定席特急料金</p> <p>860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。</u>また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 330円とする。</p> <p>(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、<u>100円</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により</p>	<p><u>場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金</u></p> <p><u>860円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。</u></p> <p>② ①以外の指定席特急料金</p> <p>(①) (②)以外の指定席特急料金</p> <p>860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。</u></p> <p>(②) <u>第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>③ 立席特急料金及び自由席特急料金 330円とする。</p> <p>(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、<u>130円</u>とする。</p> <p>(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第9号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により</p>

改正前（2023年3月18日現行）

発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

- (b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

- (c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

改正後

発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

- (b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

- (c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

改正前（2023年3月18日現行）

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

i 特別急行列車成田エクスプレス号に乘車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するもの
にあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売する

改正後

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

i 特別急行列車成田エクスプレス号に乘車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

(a) (b) 以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

改正前（2023年3月18日現行）

ものにあつては、1,690円とする。

- j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券
(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を~~同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ~~低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

- (b) 立席特急料金及び特定特急料金
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

改正後

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券
(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を~~それぞれ~~加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の3第4項の規定により発売するものを除く。）

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- (b) 立席特急料金及び特定特急料金
(a) の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

k 第57条の3第2項第8号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金

改正前（2023年3月18日現行）

改正後

- (ロ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金
 a 指定席特急料金
 (a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、~~同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ~~低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とする。また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

760円とする。

- (ロ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金
 a 指定席特急料金
 (a) (b)以外の指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用す

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>e 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p>	<p><u>る指定席特急料金</u></p> <p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、(a)の<u>①</u>の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の<u>①</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p><u>① ②及び③以外の指定席特急料金</u></p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p>

改正前（2023年3月18日現行）

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

~~(c) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金~~

改正後

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

改正前（2023年3月18日現行）

改正後

~~a—b以外の特別急行料金~~

~~(a) 指定席特急料金~~

~~次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。~~

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ
地帯	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートル以
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	上
料金	円	円	円	円	円	円	円
	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060

~~(b) 立席特急料金及び自由席特急料金~~

~~(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。~~

~~(c) 特定特急料金~~

~~1,320円とする。~~

~~b—津幡・和倉温泉間の停車駅相互間（50km以内の区間を除く。）の特別急行券に対する特別急行料金~~

~~(a) 指定席特急料金~~

~~1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、990円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、660円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,390円とする。~~

~~(b) 立席特急料金及び自由席特急料金~~

~~660円とする。~~

~~(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金~~

(ニ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

改正前（2023年3月18日現行）

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。

- a b以外の特別急行料金
- (a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	301キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

改正後

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。

- a b以外の特別急行料金
- (a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	301キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36ぶらす3号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

改正前（2023年3月18日現行）

営業キロ 地帯	25 キロメートル まで	50 キロメートル まで	75 キロメートル まで	100 キロメー トルまで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36 ぷらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び（b）に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、600 円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乘車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

改正後

営業キロ 地帯	25 キロメートル まで	50 キロメートル まで	75 キロメートル まで	100 キロメー トルまで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車36 ぷらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び（b）に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乘車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

改正前（2023年3月18日現行）

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、500円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金
500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金
(イ) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640

改正後

① ②以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金
500円とする。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金
(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640

改正前（2023年3月18日現行）

長崎	円	円	円	円	円	円
	2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090

- (ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金
 (イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
- (ハ) 特定特急料金
 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別車両料金(A)
 イ ロ以外の特別車両料金(A)

(中略)

- (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)
 a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)
 次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は1,600円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320円とする。

改正後

長崎	円	円	円	円	円	円
	2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- (ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金
 (イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。
- (ハ) 特定特急料金
 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別車両料金(A)
 イ ロ以外の特別車両料金(A)

(中略)

- (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)
 a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)
 次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は500円とする。

改正前（2023年3月18日現行）

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 1,050	円 1,600	円 2,570

b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km以内の場合を除く。）は2,720円とする。

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 1,680	円 2,720	円 3,770

(中略)

(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

東京・博多間の乗車区間に対して(イ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金を合計した額とする。

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の

改正後

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 2,080	円 4,760	円 6,150

(中略)

(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

東京・博多間の乗車区間に対して(イ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金を合計した額とする。

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の

改正前（2023年3月18日現行）

個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、~~日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)~~は3,200円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は640円とする。

営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,100	円 3,200	円 5,140

(中略)

(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当りの料金とする。）

(中略)

d 前aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに35,650円とする。

e 前cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに95,740円とする。

(中略)

改正後

個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は1,000円とする。

営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,600	円 5,600	円 8,380

(中略)

(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当りの料金とする。）

(中略)

d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに35,650円とする。

e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに95,740円とする。

(中略)

改正前（2023年3月18日現行）	改正後												
<p>(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p>第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の<u>表イ及びロの各項</u>に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第140条 <u>第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。）内相互発着となる区間</u>に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>(2)</u> 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <table border="0"> <tr><td>1 箇月</td><td>280 円</td></tr> <tr><td>3 箇月</td><td>790 円</td></tr> <tr><td>6 箇月</td><td>1,420 円</td></tr> </table>	1 箇月	280 円	3 箇月	790 円	6 箇月	1,420 円	<p>(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p>第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第140条 <u>次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間</u>に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</p> <p><u>(1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第5号から第10号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。）</u></p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u></p> <p><u>イ</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>ロ</u> 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <table border="0"> <tr><td>1 箇月</td><td>280 円</td></tr> <tr><td>3 箇月</td><td>790 円</td></tr> <tr><td>6 箇月</td><td>1,420 円</td></tr> </table>	1 箇月	280 円	3 箇月	790 円	6 箇月	1,420 円
1 箇月	280 円												
3 箇月	790 円												
6 箇月	1,420 円												
1 箇月	280 円												
3 箇月	790 円												
6 箇月	1,420 円												

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。</p> <p>4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、</p>	<p><u>(2) 前項第 2 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u></p> <p><u>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額</u> 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</u></p> <p><u>1 箇月 300 円</u></p> <p><u>3 箇月 900 円</u></p> <p><u>6 箇月 1,800 円</u></p> <p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。</p> <p>4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p>イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券 220円</p> <p>ロ 第125条第1項第1号イの（二）のjの(b)の料金を適用した特定特急券前号の規定による額</p>	<p>特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p>イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券 220円</p> <p>ロ 第125条第1項第1号イの（二）のjの(b)の料金を適用した特定特急券前号の規定による額</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p>6 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p>7 夫と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき220円とする。</p> <p><u>8</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>6 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p><u>7</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>130 円</u></p> <p>小児 <u>60 円</u></p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 4,620 円</p> <p>小児 2,310 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 4,280 円</p> <p>小児 2,140 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>3,960 円</u></p> <p>小児 <u>1,980 円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 200 円</p>	<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>140 円</u></p> <p>小児 <u>70 円</u></p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 4,620 円</p> <p>小児 2,310 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 4,280 円</p> <p>小児 2,140 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>4,260 円</u></p> <p>小児 <u>2,130 円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 200 円</p>

改正前（2023年3月18日現行）	改正後
<p>小児 100円 ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 170円 小児 80円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920円 小児 2,960円 ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120円 小児 2,560円</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130円 小児 2,560円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</p> <p>3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)</p> <p>(中略)</p>	<p>小児 100円 ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 170円 小児 80円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920円 小児 2,960円 ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120円 小児 2,560円</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130円 小児 2,560円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</p> <p>3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)</p> <p>(中略)</p>

改正前（2023年3月18日現行）

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

線名	区間
(中略)	
り	陸羽西線 新庄・余目
	陸羽東線 小牛田・新庄
る	留萌線 深川・留萌
わ	和歌山線 王寺・和歌山

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

改正後

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

線名	区間
(中略)	
り	陸羽西線 新庄・余目
	陸羽東線 小牛田・新庄
る	留萌線 深川・石狩沼田
わ	和歌山線 王寺・和歌山

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

改正前（2023年3月18日現行）

改正後

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2023年	4月	10日から13日まで、17日から20日まで、24日から27日まで
	5月	8日から11日まで
	6月	1日、5日から8日まで、12日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
	7月	3日から6日まで、10日から13日まで、18日から20日まで
	8月	28日から31日まで
	9月	4日から7日まで、11日から14日まで、19日から21日まで、25日から28日まで
	10月	2日から5日まで
	11月	＝
	12月	4日から7日まで、11日から14日まで、18日から21日まで
2024年	1月	9日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日から31日まで
	2月	1日、5日から8日まで、13日から15日まで、19日から21日まで、26日から29日まで
	3月	＝

別表第1号の4

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2023年	4月	1日、2日
	5月	＝

改正前（2023年3月18日現行）

改正後

	<u>6月</u>	＝
	<u>7月</u>	<u>14日から17日まで、28日から30日まで</u>
	<u>8月</u>	<u>4日から6日まで、9日、12日、14日、15日、19日、20日、25日から27日まで</u>
	<u>9月</u>	<u>15日から18日まで</u>
	<u>10月</u>	<u>6日から9日まで、13日から15日まで、20日から22日まで、27日から29日まで</u>
	<u>11月</u>	<u>2日から5日まで、10日から12日まで、17日から19日まで、22日から26日まで</u>
	<u>12月</u>	<u>28日、31日</u>
<u>2024年</u>	<u>1月</u>	<u>2日、5日</u>
	<u>2月</u>	<u>9日から12日まで</u>
	<u>3月</u>	<u>22日から31日まで</u>

別表第1号の5

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

<u>2023年</u>	<u>4月</u>	<u>28日から30日まで</u>
	<u>5月</u>	<u>1日から7日まで</u>
	<u>6月</u>	＝
	<u>7月</u>	＝
	<u>8月</u>	<u>10日、11日、13日、16日</u>
	<u>9月</u>	＝
	<u>10月</u>	＝
	<u>11月</u>	＝
	<u>12月</u>	<u>29日、30日</u>
<u>2024年</u>	<u>1月</u>	<u>3日、4日</u>
	<u>2月</u>	＝

改正前（2023年3月18日現行）

改正後

別表第1号の3

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

3月

二

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

改正前（2023年3月18日現行）

別表第2号イの6

【第79条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

区間	運賃 (円)	区間	運賃 (円)	区間	運賃 (円)
東京・西船橋	310	渋谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940
上野・成田	940	渋谷・横浜	400	西大井・衣笠	820
上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820
上野・安食	940	渋谷・新子安	400	西大井・田浦	820
上野・小林	940	恵比寿・横浜	400	西大井・逗子	730
鶯谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横浜	300
鶯谷・下総松崎	940	目黒・横浜	400	西大井・東神奈川	300
鶯谷・安食	940	新橋・久里浜	940	西大井・新子安	300
鶯谷・小林	940	新橋・衣笠	940	武蔵小杉・衣笠	820
日暮里・成田	940	新橋・横須賀	940	横浜・田浦	480
日暮里・下総松崎	940	新橋・田浦	820	横浜・逗子	350
日暮里・安食	940	新橋・東逗子	820	横浜・鎌倉	350
三河島・成田	940	新橋・逗子	820	保土ヶ谷・逗子	350
三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・西岡崎	620
三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940	名古屋・西岡崎	620
南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安城	480
南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820	名古屋・三河安城	480
南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480
北千住・成田	940	浜松町・逗子	820	名古屋・野田新町	480
北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300
綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940	名古屋・岐阜	470
綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820	名古屋・桑名	350
亀有・成田	940	田町・田浦	820	名古屋・朝日	480
金町・成田	940	田町・東逗子	820	名古屋・富田	480
新宿・高尾	570	田町・逗子	820	名古屋・富田浜	480
新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480
新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡崎	620
新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820	尾頭橋・安城	480
新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820	尾頭橋・三河安城	480
新宿・拝島	480	品川・久里浜	940	尾頭橋・東刈谷	480
新宿・昭島	480	品川・衣笠	820	尾頭橋・岐阜	540
新宿・中神	480	品川・横須賀	820	金山・岡崎	620
大久保・高尾	570	品川・田浦	820	金山・安城	480
大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820	金山・三河安城	480
大久保・八王子	490	品川・逗子	730	金山・名古屋	170

改正後

別表第2号イの6

【第79条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

区間	運賃 (円)	区間	運賃 (円)	区間	運賃 (円)
東京・西船橋	310	渋谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940
上野・成田	940	渋谷・横浜	400	西大井・衣笠	820
上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820
上野・安食	940	渋谷・新子安	400	西大井・田浦	820
上野・小林	940	恵比寿・横浜	400	西大井・逗子	730
鶯谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横浜	300
鶯谷・下総松崎	940	目黒・横浜	400	西大井・東神奈川	300
鶯谷・安食	940	新橋・久里浜	940	西大井・新子安	300
鶯谷・小林	940	新橋・衣笠	940	武蔵小杉・衣笠	820
日暮里・成田	940	新橋・横須賀	940	横浜・田浦	480
日暮里・下総松崎	940	新橋・田浦	820	横浜・逗子	350
日暮里・安食	940	新橋・東逗子	820	横浜・鎌倉	350
三河島・成田	940	新橋・逗子	820	保土ヶ谷・逗子	350
三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・岡崎	620
三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940	名古屋・西岡崎	620
南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安城	480
南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820	名古屋・三河安城	480
南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480
北千住・成田	940	浜松町・逗子	820	名古屋・野田新町	480
北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300
綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940	名古屋・岐阜	470
綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820	名古屋・桑名	350
亀有・成田	940	田町・田浦	820	名古屋・朝日	480
金町・成田	940	田町・東逗子	820	名古屋・富田	480
新宿・高尾	570	田町・逗子	820	名古屋・富田浜	480
新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480
新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡崎	620
新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820	尾頭橋・安城	480
新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820	尾頭橋・三河安城	480
新宿・拝島	480	品川・久里浜	940	尾頭橋・東刈谷	480
新宿・昭島	480	品川・衣笠	820	尾頭橋・岐阜	540
新宿・中神	480	品川・横須賀	820	金山・岡崎	620
大久保・高尾	570	品川・田浦	820	金山・安城	480
大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820	金山・三河安城	480
大久保・八王子	490	品川・逗子	730	金山・名古屋	170

改正前 (2023年3月18日現行)

改正後

大久保・豊田	490	品川・横浜	300	金山・尾張一宮	370
大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300	金山・岐阜	540
大久保・昭島	480	品川・新子安	300	熱田・安城	480
東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940	枇杷島・岐阜	430
東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820	八田・富田	480
東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820	八田・富田浜	480
東中野・豊田	490	大井町・田浦	820	八田・四日市	480
東中野・拝島	480	大井町・逗子	730	春田・富田浜	480
中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820	大阪・桂川	570
阿佐ヶ谷・高尾	570	大森・横浜	300	大阪・向日町	570
阿佐ヶ谷・八王子	490	大森・東神奈川	300	大阪・高槻	260
渋谷・吉祥寺	220	蒲田・衣笠	820	大阪・摂津富田	260

大久保・豊田	490	品川・横浜	300	金山・尾張一宮	370
大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300	金山・岐阜	540
大久保・昭島	480	品川・新子安	300	熱田・安城	480
東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940	枇杷島・岐阜	430
東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820	八田・富田	480
東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820	八田・富田浜	480
東中野・豊田	490	大井町・田浦	820	八田・四日市	480
東中野・拝島	480	大井町・逗子	730	春田・富田浜	480
中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820	大阪・桂川	570
阿佐ヶ谷・高尾	570	大森・横浜	300	大阪・向日町	570
阿佐ヶ谷・八王子	490	大森・東神奈川	300	大阪・高槻	280
渋谷・吉祥寺	220	蒲田・衣笠	820	大阪・摂津富田	280

(円)

(円)

(円)

(円)

(円)

(円)

区間	運賃
大阪・JR総持寺	260
大阪・神戸	410
大阪・元町	410
大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	410
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410
北新地・灘	410
北新地・摩耶	410
北新地・六甲道	410
北新地・宝塚	330
北新地・中山寺	330
新福島・神戸	410
新福島・元町	410
新福島・三ノ宮	410

区間	運賃
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720
茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100
西大路・元町	1,100
西大路・三ノ宮	1,100
京都・神戸	1,100
京都・元町	1,100
京都・三ノ宮	1,100
京都・灘	1,100
京都・摩耶	1,100
京都・城陽	370
京都・JR小倉	290

区間	運賃
南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	870
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	870
鶴ヶ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870
杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870
浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870
堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870
三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870

区間	運賃
大阪・JR総持寺	270
大阪・神戸	450
大阪・元町	410
大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	450
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410
北新地・灘	410
北新地・摩耶	410
北新地・六甲道	410
北新地・宝塚	330
北新地・中山寺	330
新福島・神戸	450
新福島・元町	410
新福島・三ノ宮	410

区間	運賃
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720
茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100
西大路・元町	1,100
西大路・三ノ宮	1,100
京都・神戸	1,100
京都・元町	1,100
京都・三ノ宮	1,100
京都・灘	1,100
京都・摩耶	1,100
京都・城陽	370
京都・JR小倉	300

区間	運賃
南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	890
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	890
鶴ヶ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870
杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870
浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870
堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870
三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870

改正前 (2023年3月18日現行)				改正後			
--------------------	--	--	--	-----	--	--	--

新福島・灘	410	京都・新田	<u>290</u>	新福島・灘	410	京都・新田	<u>300</u>
新福島・摩耶	410	京都・奈良	720	新福島・摩耶	410	京都・奈良	720
新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	<u>290</u>	新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	<u>300</u>
新福島・宝塚	330	東福寺・新田	<u>290</u>	新福島・宝塚	330	東福寺・新田	<u>300</u>
新福島・中山寺	330	東福寺・奈良	720	新福島・中山寺	330	東福寺・奈良	720
海老江・神戸	<u>410</u>	稲荷・新田	<u>290</u>	海老江・神戸	<u>440</u>	稲荷・新田	<u>300</u>
海老江・元町	410	塚本・神戸	<u>410</u>	海老江・元町	410	塚本・神戸	<u>450</u>
海老江・三ノ宮	410	塚本・元町	410	海老江・三ノ宮	410	塚本・元町	410
海老江・灘	410	塚本・三ノ宮	410	海老江・灘	410	塚本・三ノ宮	410
海老江・摩耶	410	塚本・宝塚	330	海老江・摩耶	410	塚本・宝塚	330
海老江・宝塚	330	尼崎・神戸	<u>410</u>	海老江・宝塚	330	尼崎・神戸	<u>420</u>
海老江・中山寺	330	JR難波・奈良	570	海老江・中山寺	330	JR難波・奈良	570
御幣島・神戸	<u>410</u>	JR難波・郡山	570	御幣島・神戸	<u>440</u>	JR難波・郡山	570
御幣島・元町	410	今宮・奈良	570	御幣島・元町	410	今宮・奈良	570
御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570	御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570
御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	<u>470</u>	御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	<u>500</u>
加島・神戸	<u>410</u>	東部市場前・郡山	<u>470</u>	加島・神戸	<u>440</u>	東部市場前・郡山	<u>500</u>
加島・元町	410	平野・奈良	<u>470</u>	加島・元町	410	平野・奈良	<u>500</u>
加島・三ノ宮	410	加美・奈良	<u>470</u>	加島・三ノ宮	410	加美・奈良	<u>500</u>
新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	<u>470</u>	新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	<u>500</u>
新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	<u>470</u>	新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	<u>500</u>
新大阪・高槻	<u>260</u>	天王寺・郡山	<u>470</u>	新大阪・高槻	<u>270</u>	天王寺・郡山	<u>500</u>
東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	<u>870</u>	東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	<u>890</u>
東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	<u>870</u>	東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	<u>890</u>
東淀川・高槻	<u>260</u>	天王寺・六十谷	<u>870</u>	東淀川・高槻	<u>270</u>	天王寺・六十谷	<u>890</u>
吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870	吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870
吹田・神戸	720	美章園・和歌山	<u>870</u>	吹田・神戸	720	美章園・和歌山	<u>890</u>
岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	<u>870</u>	岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	<u>890</u>
岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870	岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870
岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870	岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870
千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	<u>870</u>	千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	<u>890</u>
千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	<u>870</u>	千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	<u>890</u>
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870	千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870
茨木・神戸	720			茨木・神戸	720		

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

改正前（2023年3月18日現行）

別表第2号ヲの2

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
（別表省略）

（中略）

別表第2号ヨの2

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）

（別表省略）

（中略）

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西船橋	9,340	26,650	44,870
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日暮里・成 田	27,530	78,480	134,640
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日暮里・安 食	26,610	75,850	134,640
三河島・成 田	27,530	78,480	134,640

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
渋 谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
渋 谷・横 浜	12,010	34,260	57,700
渋 谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
渋 谷・新子安	12,010	34,260	57,700
恵比寿・横 浜	12,010	34,260	57,700
恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
目 黒・横 浜	12,010	34,260	57,700
新 橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
新 橋・衣 笠	27,860	79,410	136,240
新 橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
新 橋・田 浦	23,300	66,410	118,620
新 橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
新 橋・逗 子	23,300	66,410	118,620

改正後

別表第2号ヲの2

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
（別表省略）

（注） 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

（中略）

別表第2号ヨの2

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）

（別表省略）

（注） 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

（中略）

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西船橋	9,340	26,650	44,870
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日暮里・成 田	27,530	78,480	134,640
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日暮里・安 食	26,610	75,850	134,640
三河島・成 田	27,530	78,480	134,640

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
渋 谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
渋 谷・横 浜	12,010	34,260	57,700
渋 谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
渋 谷・新子安	12,010	34,260	57,700
恵比寿・横 浜	12,010	34,260	57,700
恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
目 黒・横 浜	12,010	34,260	57,700
新 橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
新 橋・衣 笠	27,860	79,410	136,240
新 橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
新 橋・田 浦	23,300	66,410	118,620
新 橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
新 橋・逗 子	23,300	66,410	118,620

改正前 (2023年3月18日現行)

三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三河島・安食	26,190	74,660	134,640
南千住・成田	27,530	78,480	134,640
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南千住・安食	25,260	71,980	134,640
北千住・成田	27,530	78,480	134,640
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀有・成田	26,610	75,850	134,640
金町・成田	25,660	73,110	134,640
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740
新宿・八王子	14,690	41,870	70,530
新宿・豊田	14,690	41,870	70,530
新宿・日野	14,690	41,870	70,530
新宿・拝島	14,360	40,930	68,930
新宿・昭島	14,360	40,930	68,930
新宿・中神	14,360	40,930	68,930
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930
中野・高尾	17,030	48,540	81,740
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中野・八王子	14,690	41,870	70,530
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060
浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
浜松町・衣笠	27,860	79,410	136,240
浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620
浜松町・田浦	23,280	66,330	118,620
浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
浜松町・逗子	23,280	66,330	118,620
田町・久里浜	27,860	79,410	136,240
田町・衣笠	27,860	79,410	136,240
田町・横須賀	23,280	66,330	118,620
田町・田浦	23,280	66,330	118,620
田町・東逗子	23,280	66,330	118,620
田町・逗子	23,280	66,330	118,620
有明・久里浜	27,860	79,410	136,240
有明・横須賀	23,280	66,330	118,620
有明・田浦	23,280	66,330	118,620
有明・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・久里浜	27,860	79,410	136,240
品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
品川・田浦	23,280	66,330	118,620
品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・逗子	21,800	62,120	105,790
品川・横浜	8,670	24,740	41,670
品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
品川・新子安	8,670	24,740	41,670
大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
大森・横浜	8,670	24,740	41,670
大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620

改正後

三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三河島・安食	26,190	74,660	134,640
南千住・成田	27,530	78,480	134,640
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南千住・安食	25,260	71,980	134,640
北千住・成田	27,530	78,480	134,640
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀有・成田	26,610	75,850	134,640
金町・成田	25,660	73,110	134,640
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740
新宿・八王子	14,690	41,870	70,530
新宿・豊田	14,690	41,870	70,530
新宿・日野	14,690	41,870	70,530
新宿・拝島	14,360	40,930	68,930
新宿・昭島	14,360	40,930	68,930
新宿・中神	14,360	40,930	68,930
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930
中野・高尾	17,030	48,540	81,740
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中野・八王子	14,690	41,870	70,530
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060
浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
浜松町・衣笠	27,860	79,410	136,240
浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620
浜松町・田浦	23,280	66,330	118,620
浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
浜松町・逗子	23,280	66,330	118,620
田町・久里浜	27,860	79,410	136,240
田町・衣笠	27,860	79,410	136,240
田町・横須賀	23,280	66,330	118,620
田町・田浦	23,280	66,330	118,620
田町・東逗子	23,280	66,330	118,620
田町・逗子	23,280	66,330	118,620
有明・久里浜	27,860	79,410	136,240
有明・横須賀	23,280	66,330	118,620
有明・田浦	23,280	66,330	118,620
有明・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・久里浜	27,860	79,410	136,240
品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
品川・田浦	23,280	66,330	118,620
品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・逗子	21,800	62,120	105,790
品川・横浜	8,670	24,740	41,670
品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
品川・新子安	8,670	24,740	41,670
大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
大森・横浜	8,670	24,740	41,670
大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620

改正前 (2023年3月18日現行)

(円)

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240
西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620
西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620
西大井・田浦	23,280	66,330	118,620
西大井・逗子	21,800	62,120	105,790
西大井・横浜	8,670	24,740	41,670
西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西大井・新子安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620
横浜・田浦	14,360	40,930	68,930
横浜・逗子	10,350	29,510	49,680
横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710
金山・安城	14,430	41,120	69,260
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870
熱田・安城	14,430	41,120	69,260

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大阪・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大阪・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大阪・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大阪・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
大阪・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
北新地・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
北新地・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
北新地・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
新福島・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
新福島・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
新福島・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
海老江・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
海老江・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
海老江・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
海老江・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
海老江・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
海老江・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
海老江・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
御幣島・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
御幣島・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
御幣島・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
加島・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
加島・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
加島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新大阪・京都	16,840	47,970	<u>80,780</u>

改正後

(円)

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240
西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620
西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620
西大井・田浦	23,280	66,330	118,620
西大井・逗子	21,800	62,120	105,790
西大井・横浜	8,670	24,740	41,670
西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西大井・新子安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620
横浜・田浦	14,360	40,930	68,930
横浜・逗子	10,350	29,510	49,680
横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田	14,430	41,120	69,260
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710
金山・安城	14,430	41,120	69,260
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870
熱田・安城	14,430	41,120	69,260

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
大阪・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
大阪・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
大阪・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
大阪・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
大阪・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
北新地・神戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
北新地・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
北新地・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
北新地・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
北新地・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
北新地・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
新福島・神戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
新福島・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
新福島・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
新福島・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
新福島・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
新福島・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
新福島・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
海老江・神戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>69,210</u>
海老江・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
海老江・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
海老江・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
海老江・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
海老江・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
海老江・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
御幣島・神戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>68,120</u>
御幣島・元町	12,530	35,720	<u>67,900</u>
御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
御幣島・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
加島・神戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>68,120</u>
加島・元町	12,530	35,720	<u>67,670</u>
加島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>66,530</u>
新大阪・京都	16,840	47,970	<u>81,650</u>

改正前 (2023年3月18日現行)

枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380
八田・富田	14,430	41,120	69,260
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260
八田・四日市	14,430	41,120	69,260
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260
春田・四日市	14,430	41,120	69,260
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260
大阪・京都	16,840	47,970	<u>80,780</u>
大阪・西大路	16,840	47,970	<u>80,780</u>
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780
大阪・高槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>
大阪・摂津富田	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>
大阪・JR総持寺	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>
大阪・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
新大阪・高槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>
東淀川・京都	16,840	47,970	80,780
東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
東淀川・高槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>
吹田・京都	16,840	47,970	80,780
吹田・神戸	20,280	57,820	104,540
岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540
岸辺・元町	20,580	58,700	104,540
岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540
千里丘・元町	21,330	60,810	104,540
千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540
茨木・神戸	21,540	61,380	<u>104,540</u>

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・元町	21,540	61,380	<u>104,540</u>
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540
茨木・灘	20,900	59,550	104,540
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・元町	23,020	65,620	117,220
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・元町	31,580	90,050	158,400
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・神戸	31,580	90,050	158,400
京都・元町	31,580	90,050	158,400
京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・灘	31,580	90,050	158,400
京都・摩耶	31,580	90,050	158,400
京都・城陽	11,220	31,970	<u>53,850</u>
京都・JR小倉	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
京都・新田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470
鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>
鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	<u>126,720</u>
長居・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>
長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	<u>126,720</u>
長居・六十谷	24,240	69,100	<u>126,720</u>
我孫子町・和歌山	25,600	72,940	<u>126,720</u>
我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	<u>126,720</u>
我孫子町・六十谷	23,860	68,050	<u>126,720</u>
杉本町・和歌山	25,160	71,660	<u>126,720</u>
杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	<u>126,720</u>
杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470
浅香・和歌山	24,760	70,530	<u>126,720</u>
浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	<u>126,720</u>
堺市・和歌山	24,240	69,100	<u>126,720</u>
堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	<u>126,720</u>
三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	<u>126,720</u>
百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470

改正後

枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380
八田・富田	14,430	41,120	69,260
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260
八田・四日市	14,430	41,120	69,260
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260
春田・四日市	14,430	41,120	69,260
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260
大阪・京都	16,840	47,970	<u>85,320</u>
大阪・西大路	16,840	47,970	<u>82,520</u>
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780
大阪・高槻	<u>8,530</u>	<u>24,320</u>	<u>43,730</u>
大阪・摂津富田	<u>8,530</u>	<u>24,320</u>	<u>43,730</u>
大阪・JR総持寺	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>
大阪・神戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
新大阪・高槻	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>
東淀川・京都	16,840	47,970	80,780
東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
東淀川・高槻	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>
吹田・京都	16,840	47,970	80,780
吹田・神戸	20,280	57,820	104,540
岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540
岸辺・元町	20,580	58,700	104,540
岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540
千里丘・元町	21,330	60,810	104,540
千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540
茨木・神戸	21,540	61,380	<u>107,850</u>

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・元町	21,540	61,380	<u>107,850</u>
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540
茨木・灘	20,900	59,550	104,540
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220
高槻・元町	23,020	65,620	117,220
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400
西大路・元町	31,580	90,050	158,400
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・神戸	31,580	90,050	158,400
京都・元町	31,580	90,050	158,400
京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京都・灘	31,580	90,050	158,400
京都・摩耶	31,580	90,050	158,400
京都・城陽	11,220	31,970	<u>60,180</u>
京都・JR小倉	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
京都・新田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470
鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>
鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	<u>133,710</u>
長居・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	<u>134,640</u>
長居・六十谷	24,240	69,100	<u>130,920</u>
我孫子町・和歌山	25,600	72,940	<u>134,640</u>
我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	<u>134,640</u>
我孫子町・六十谷	23,860	68,050	<u>128,900</u>
杉本町・和歌山	25,160	71,660	<u>134,640</u>
杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	<u>133,710</u>
杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470
浅香・和歌山	24,760	70,530	<u>133,710</u>
浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	<u>130,920</u>
堺市・和歌山	24,240	69,100	<u>130,920</u>
堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	<u>128,900</u>
三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	<u>128,900</u>
百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470

改正前 (2023年3月18日現行)

京 都・奈 良	20,580	58,690	<u>104,540</u>
東 福 寺・J R小倉	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
東 福 寺・新 田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
東 福 寺・奈 良	20,580	58,690	<u>104,540</u>
稲 荷・新 田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
塚 本・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
塚 本・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
塚 本・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
塚 本・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
尼 崎・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
J R難波・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
J R難波・郡 山	16,840	47,970	<u>80,780</u>
今 宮・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
新今宮・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
東部市場前・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
東部市場前・郡 山	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
平 野・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
加 美・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
久宝寺・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・郡 山	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・和歌山	<u>25,930</u>	<u>73,900</u>	<u>126,720</u>
天王寺・紀伊中ノ島	<u>25,930</u>	<u>73,900</u>	<u>126,720</u>
天王寺・六十谷	25,930	73,900	<u>126,720</u>
天王寺・紀 伊	24,760	70,530	<u>126,720</u>
美章園・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>
美章園・六十谷	25,600	72,940	<u>126,720</u>
美章園・紀 伊	23,860	68,050	<u>126,720</u>
南田辺・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>
南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>
南田辺・六十谷	25,160	71,660	<u>126,720</u>

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

改正後

京 都・奈 良	20,580	58,690	<u>110,880</u>
東 福 寺・J R小倉	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
東 福 寺・新 田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
東 福 寺・奈 良	20,580	58,690	<u>110,880</u>
稲 荷・新 田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
塚 本・神 戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>68,120</u>
塚 本・元 町	12,530	35,720	<u>67,670</u>
塚 本・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,560</u>
塚 本・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
尼 崎・神 戸	<u>12,840</u>	<u>36,600</u>	<u>68,120</u>
J R難波・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
J R難波・郡 山	16,840	47,970	<u>90,940</u>
今 宮・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
新今宮・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
東部市場前・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
東部市場前・郡 山	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
平 野・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
加 美・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
久宝寺・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・郡 山	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・和歌山	<u>26,020</u>	<u>74,160</u>	<u>140,510</u>
天王寺・紀伊中ノ島	<u>26,020</u>	<u>74,160</u>	<u>140,510</u>
天王寺・六十谷	25,930	73,900	<u>134,640</u>
天王寺・紀 伊	24,760	70,530	<u>133,710</u>
美章園・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>
美章園・六十谷	25,600	72,940	<u>134,640</u>
美章園・紀 伊	23,860	68,050	<u>128,900</u>
南田辺・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>
南田辺・六十谷	25,160	71,660	<u>134,640</u>

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

改正前（2023年3月18日現行）

別表第2号ネ

【125条（のぞみ号等）】

新幹線指定席特急料金

	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	<u>5,920</u>	<u>5,920</u>	<u>5,920</u>	<u>4,250</u>	<u>2,610</u>	<u>2,500</u>									
西明石	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>6,020</u>	<u>4,350</u>	<u>2,610</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>								
姫路	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>4,350</u>	<u>3,380</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>							
岡山	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>5,120</u>	<u>4,250</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>						
福山	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>5,570</u>	<u>4,250</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>					
広島	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>	<u>5,910</u>	<u>5,020</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>				
徳山	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,580</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>			
新山口	<u>8,770</u>	<u>8,770</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,920</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>		
小倉	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>8,770</u>	<u>6,990</u>	<u>5,920</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>	
博多	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>7,560</u>	<u>6,350</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>

(以下略)

改正後

別表第2号ネ

【125条（のぞみ号等）】

新幹線指定席特急料金

	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	<u>6,030</u>	<u>6,030</u>	<u>6,030</u>	<u>4,360</u>	<u>2,720</u>	<u>2,610</u>									
西明石	<u>6,560</u>	<u>6,560</u>	<u>6,130</u>	<u>4,460</u>	<u>2,720</u>	<u>2,610</u>	<u>2,610</u>								
姫路	<u>6,560</u>	<u>6,560</u>	<u>6,560</u>	<u>4,460</u>	<u>3,490</u>	<u>2,610</u>	<u>2,610</u>	<u>2,610</u>							
岡山	<u>7,100</u>	<u>7,100</u>	<u>7,100</u>	<u>5,230</u>	<u>4,360</u>	<u>3,380</u>	<u>3,380</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>						
福山	<u>7,310</u>	<u>7,310</u>	<u>7,310</u>	<u>5,890</u>	<u>4,570</u>	<u>4,460</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>					
広島	<u>7,880</u>	<u>7,880</u>	<u>7,880</u>	<u>6,230</u>	<u>5,340</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>3,380</u>				
徳山	<u>8,630</u>	<u>8,630</u>	<u>8,630</u>	<u>6,870</u>	<u>6,000</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>			
新山口	<u>9,190</u>	<u>9,190</u>	<u>8,630</u>	<u>6,870</u>	<u>6,340</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>		
小倉	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>9,190</u>	<u>7,410</u>	<u>6,340</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>	
博多	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>7,980</u>	<u>6,770</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>

(以下略)